

## 甲府市農業委員会 5月定例総会議事録

1. 日 時 令和2年5月29日（金曜日）午後2時00分から午後2時25分

2. 会 場 甲府市役所本庁舎6階大会議室

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

### 【農業委員】

1番 保坂 敬夫	2番 福島 昌之	3番 矢崎 正勝	4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子	6番 田中 由美	7番 土屋 三千雄	8番 長田 孝夫
9番 菊島 建	10番 關野 登	11番 森 信二	12番 花形 満寛
13番 末木 瑞夫	14番 土屋 正人	15番 萩原 爲仁	16番 小林 雅宗
17番 山本 一			

4. 欠席委員（0名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長	石川 満
農地係 係 長	斉藤 欣也
係 長	青木 進
振興係 係 長	牧野 公治

6. 議 案

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	令和2年6月告示分農用地利用集積計画について
議案第4号	納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告案件

報告第1号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号	農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号	農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号	農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和 2 年 5 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 19 名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 5 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、5 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により 16 番の小林雅宗委員と、17 番の山本一委員のお二人にお願いしたいと思います。

今月も、先月に引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けております。ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号は農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（青木係長）

今月の 4 条許可申請は 2 件でございます。議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。北高倉橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、北面は宅地、南面及び西面は農地となっています。農地区分は、第 1 種農地と判断しました。申請人は平成 26 年の豪雪被害により〇〇〇〇〇が被災したため〇〇〇〇〇が不足し、平成 27 年頃より〇〇〇〇〇として転用していたことから、今回始末書添付による申請となります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 2 ページの 4 条No.2 をご覧ください。申請地の所在、



○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

議案第 2 号についても、特にご質問の報告は受けておりませんが、総会ですので、念のためこの案件にご質問等ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

よろしいでしょうか。特別ご質問等ないので採決をさせていただきます。  
議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございました。

全員のご賛成をいただきましたので決定してまいります。議案第 2 号の 1 番の案件は 1,000 ㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、1,000 ㎡未満の案件ですので、許可書の交付をして参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 4 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。5 ページからは令和 2 年 4 月 18 日から令和 2 年 5 月 20 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

こちらは報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。

つぎに、議案第 3 号、令和 2 年 6 月告示分農用地利用集積計画について事務局より説明してください。また、関連がありますので、報告第 5 号農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは説明に入ります。農地銀行を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 5 件、再設定 7 件、計 13 件の申し出がありました。議案書 9 ページの表は、所有権移転です。中道南地区からの申し出がありまして、合計面積は 683 ㎡です。議案書 11 ページの表は、新規設定です。千代田・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 5,804 ㎡です。中段の表は、令和 2 年度の目標面積 109,300 ㎡に対し、設定面積は 22,419 ㎡、達成率は 21%です。続いて 12 ページの表は、再設定です。山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 12,930 ㎡です。中段の表、令和 2 年度の目標面積 343,700 ㎡に対し、設定面積は 38,978 ㎡、達成率は 11%です。10 ページ 1 番は所有権移転です。13 ページ 1 番から 14 ページ 5 番は新規設定です。15 ページ 6 番から 17



承をお願いします。

つづきまして、議案第 4 号、納税猶予に関する適格者証明願について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（斉藤係長）

議案書の 19 ページをご覧ください。説明にあたり、訂正がございます。議案書中、市街化区分が、市街化とありますが、調整区域の誤りでした。お詫びして訂正いたします。議案第 4 号、納税猶予に関する適格者証明願について説明します。農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。農業者であった被相続人より令和〇年〇月〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、4月20日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願を提出してきたところです。このため、4月22日に地元農業委員の森委員と石川事務局長、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。申請地は申請者の自宅に隣接しており、ぶどうの栽培をおこなっております。また、申請人は農業機械を有し、以前から被相続人とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことです。以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

この案件についても、特にご質問の報告は受けておりませんので、採決をさせていただきます。議案第 4 号納税猶予に関する適格者証明願の案件について賛成の方は、挙手をしてください。

〈 賛成多数の場合 〉

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成の挙手をいただきましたので議案第 4 号の案件は決定し、納税猶予に関する適格者証明書を発行して参ります。

○議長（西名会長）

以上で本日本日予定をしている案件の審議を終了しましたが、議案以外で皆様の方から何かありましたらお願いします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

特別ないようです。新型コロナウイルス蔓延予防のため、円滑なる審議の進行をご協力いただきましたことに感謝申し上げます。ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 25 分 閉会